

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成25年6月20日(2013.6.20)

【公表番号】特表2010-523445(P2010-523445A)

【公表日】平成22年7月15日(2010.7.15)

【年通号数】公開・登録公報2010-028

【出願番号】特願2010-503429(P2010-503429)

【国際特許分類】

B 6 6 B 3/00 (2006.01)

【F I】

B 6 6 B 3/00 U

B 6 6 B 3/00 S

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年5月1日(2013.5.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0057

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0057】

図5は、エレベータ昇降路の全高sにわたって各速度プロファイルを画定する本発明の様々な限界曲線のプロファイルの例を示す。曲線51は、エレベータ乗りかご12の現在の速度の弓形のプロファイルを示し、制動装置のトリガ限界曲線52と停止限界曲線53の下方に描かれている。制動装置のトリガ限界曲線52と停止限界曲線53は、それぞれ下端56と上端57で終端する。こうして、エレベータ乗りかご12は、通常モード及び点検モードでこれらの位置で停止する。これは、現実のリミットスイッチ又は点検用リミットスイッチを仮想的に置き換えることができる意味する。現在の速度プロファイルの曲線51が制動装置のトリガ限界曲線52を超えると、制動装置がトリガされ、エレベータ乗りかごを減速させる。従って、現在の速度プロファイルの曲線51は、制動装置の停止限界曲線53を超えることはない。しかし、万が一超えた場合には、上記の曲線を囲む安全把持装置のトリガ限界曲線54と安全把持装置の停止限界曲線55が提供される。現在の速度プロファイルの曲線51が安全把持装置のトリガ限界曲線54を超えた場合、安全把持装置がトリガされ、エレベータ乗りかごは、安全把持装置の停止限界曲線55内で停止する。